

「パートナーシップ構築宣言」

SMBC 信託銀行（以下、当行）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

前提として、当行では経営理念の1つに「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します」と設定しています。

また、SMBC グループでは「緑の地球」、「輝く人々」、「幸せな成長」を取組むべき重点課題と定めており、当行は、ソリューションプロバイダーとして「信託」「不動産」「外貨」の3つの機能を活かしながら、グループ各社及びサプライチェーン全体と連携し、サステナビリティへの取組を通じて経済的価値とともに社会的価値の創造を推進します。

重視するポイントとしては、グリーン化の取組、ダイバーシティ経営、イノベーションの創出が挙げられます。

- ✓ 脱炭素社会の実現に向け、気候変動に関する姿勢を明確化し、気候変動対策・脱炭素化ビジネスの強化を行っていきます。
- ✓ あらゆるステークホルダーと共に持続的に成長し、より良い未来を創ることを目指し、以下の通りダイバーシティ経営を推進いたします。
 - ・多様な働き方を推進し、ジェンダー等にとらわれない誰もが活躍できる職場環境を整備しています。
 - ・すべての従業員が仕事とプライベートの両立において安心して活躍を続けられる職場風土を醸成します。
 - ・社員と組織の活力・生産性向上を通じ、お客さまにより一層価値あるサービスを提供します。
- ✓ 当行は、地方創生を注力分野の一つとして、アセットマネジメント業務を通じて、それぞれの地域の最適な解決策をお客さまの立場に立って提案させていただき外部事業者との連携を進めていきます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2024年3月25日

(2024年6月28日 代表者変更による更新)

(2024年8月23日更新)

(2026年5月25日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 SMBC 信託銀行
企 業 名

代表取締役社長 萩原 攻太郎
役職・氏名（代表権を有する者）